

## 大阪駅前第1ビル3階駐車場使用規程

### (目的)

第1条 この規程は、大阪駅前第1ビル3階駐車場（以下「駐車場」という。）の使用について定め、その円滑な運営を図ることを目的とする。

### (使用者)

第2条 駐車場を月極契約で使用できる者は、大阪駅前第1ビル、大阪駅前第2ビル、大阪駅前第3ビル、大阪駅前第4ビルの区分所有者および占有者とする。ただし、時間貸し駐車についてはこの限りではない。

2 使用者募集の際、使用申込数が収容台数を超える場合は、大阪駅前第1ビルの区分所有者および占有者を優先し、抽選により使用者を決定する。

以後、空きスペースが生じた時は、大阪駅前第1ビルの区分所有者および占有者を優先の上、3階駐車場使用申込書（様式-1号）の提出順により使用者を決定する。

### (使用時間)

第3条 駐車場を使用できる時間は、6時から24時までとし、年中無休とする。ただし、ビルの休館日には休業することがある。

2 0時から6時までの間は、駐車場の出入口を閉鎖するため車両の入出庫はできない。

### (使用契約)

第4条 月極で駐車場を使用する場合は、3階駐車場使用契約書（様式-2）により契約を締結する。

2 契約期間は、4月1日から翌年3月31日までの1ヶ年とする。ただし、年度の途中で契約した場合は、その日からその日の属する年度の3月31日までとする。

3 契約満了日後も引き続き使用する場合は、管理者又は、使用者から文書による申し出がない限り、契約期間は、更に1年間継続するものとし以後の取り扱いについても同様とする。

### (使用料)

第5条 使用料は、別表のとおりとする。

2 月の途中で契約する場合の最初の月の使用料は日割計算とし、解約した場合の最終の月については月割計算とする。

3 使用料は、翌月分を毎月20日までに管理者指定の銀行へ振込むものとする。

### (保証金)

第6条 使用契約締結に際して、使用料の3ヶ月分の保証金を支払うものとする。

2 保証金は無利息とする。

3 使用料を第5条第3項の期日までに支払わなかったときは、前項の保証金を充当することができる。

4 使用契約が終了したときは、保証金を返還する。ただし使用料に未納があるときは、これを充当し、残額がある場合は、その額を返還する。

(解約)

第7条 契約期間中に解約する場合は、1ヶ月前までに解約届を提出すること。

2 管理者は、契約者が本規程各条に違反した場合は、即時契約を解除することができる。

(車両制限)

第8条 駐車できる車両は、駐車場の構造上、積載物等を含めた高さ1.90m、巾2.20m、長さ5.30m、総重量5tのそれぞれの範囲内とする。

2 二輪車は駐車できない。

(入退場)

第9条 月極契約車は、ゲート前で一旦停止し「駐車カード」を判定機にかざし、ゲートが開いてから入場するものとし、退場するときも同様とする。

2 時間貸しで駐車する場合は、ゲート前で一旦停止し、駐車券発行機から「駐車券」を抜き取り、ゲートが開いてから入場するものとし、退場するときは、自動料金精算機に「駐車券」を挿入し、料金精算を行ったうえで退場する。

(駐車カード)

第10条 「駐車カード」の貸出は、原則として、契約台数に対し各1枚を貸し出すものとし、契約解除の際に返却しなければならない。

2 「駐車カード」の追加発行を望む使用者に対しては、実費により貸出すことができる。契約解除の際は前項と同様とする。

3 「駐車カード」の故意による損傷、並びに紛失したときは使用者の実費弁償とする。

(走行時速等)

第11条 駐車場への入場、退場及び場内走行の時速は、5km以下とし、場内標識の指示に従わなければならない。

2 場内での進行方向については、場内表示（一方通行）に従わなければならない。

(駐 車)

第12条 月極契約車は、契約時に指定された駐車スペースに正しく駐車し、他のスペースに駐車してはならない。

2 駐車中の車両の管理は、使用者の自己責任とする。

3 車路に駐車してはならない。

(賠償責任)

第13条 使用者は、駐車場使用に伴い駐車場施設又は第三者若しくは第三者の車両に損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

2 管理者は、駐車場における管理上の故意又は重大な過失によるもの以外は、入場車両に関する損傷、盗難、火災等に対する損害賠償の責任を負わないものとする。

(禁止事項)

第14条 駐車場内における禁止事項は、次のとおりとする。

(1) 車路での駐車

- (2) 火気の取扱い及び爆発物、悪臭物の持込、タイヤ等の物品放置等
- (3) 駐車場内での飲食、宿泊、公序良俗に反する行為
- (4) その他第三者に迷惑を及ぼす行為

(規程の遵守)

第15条 この規程に違反又は秩序を乱すおそれがあると認めた場合は、管理者は駐車を断り、直ちに退場させることができるものとする。

附 則

この規則は、昭和46年2月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、昭和47年2月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、昭和55年7月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、昭和59年6月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、昭和60年5月7日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成5年10月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成20年8月19日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成21年5月19日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成25年3月7日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成29年1月1日から施行する。

2 改正後の第6条(保証金)については、施行日以降の新規契約について適用し、既契約については、今後の継続更新においても、なお従前の例による。

附 則

この改正規程は、平成29年10月5日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和元年12月18日から施行する。

別表 駐車料金

	区 分	月当たり料金	保 証 金	備 考
月 極	A 料 金 (屋根付き駐車場)	45,000 円	135,000 円	6 時～24 時
	B 料 金 (屋根なし駐車場)	40,000 円	120,000 円	6 時～24 時
	C 料 金 (軽車両用駐車場)	35,000 円	105,000 円	6 時～24 時 (7 区画)
時 間 貸	<p>(1) 30分未満での退場は、100円とする。</p> <p>(2) 30分以上の場合、30分未満は30分とみなし30分毎に300円増しとする。</p> <p>(3) 1日の最大料金平日1,900円、土日祝日2,100円とする。</p>			